

令和3年 7月 9日

保護者各位

県立みはま支援学校
校長 植野 博之

警報発令時の扱いについて

平素は、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、昨今の災害状況と遠方より通学する生徒が増えたこと、安全な状況で登校できることを検討する中で、下記の5、6の時刻を変更しました。

保護者の皆様には、児童生徒の安全を図るため、これまでの下記の留意事項を含め、ご理解、ご協力をお願いします。

記

- 1 午前6時現在、気象庁より、美浜町に、暴風・大雨・洪水・津波のいずれかの警報が発令されている場合、児童生徒は自宅待機をお願いします。また、自宅の市町村及び通学経路上の市町村にいずれかの警報が発令されている場合についても、該当児童生徒は、自宅待機をお願いします。
なお、病院に入院している児童生徒についても同様の対応とします。
- 2 午前6時現在、注意報が発令されていて、まもなく警報に切り替わると判断される時や、登校に危険を感じる時には、無理をして登校しないようにし、その旨を7時30分以降に学校へ連絡してください。
- 3 登校後（授業中等）に警報が発令された場合は、下校が安全と思われるまで学校で待機し、その後の状況を判断して、その旨を学校より家庭に連絡します。学校まで迎えをお願いする場合があります。ご協力をお願いします。
- 4 「波浪」あるいは上記以外の警報の場合は、平常どおりの授業となりますが、危険と思われる場合は、無理をして登校をせずに、その旨を7時30分以降に学校へ連絡してください。
- 5 午前10時までに警報が解除された場合は、解除の時点で登校させてください。
(登校のための交通手段等がない場合は、その旨を学校に連絡してください。)
- 6 午前10時の時点で警報が解除されていない場合は、その日は臨時休業とします。
- 7 マスコミにより警報の発令方法が違う場合があります。市町村別の気象情報（参考：気象庁 防災情報）で確認してください。

※警報発令時は、マチコミ及び担任より「050」で始まる電話番号でお知らせさせていただきます。